

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行するものとし、平成20年度から順次一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(26.2%) 1,520	(33.2%) 244
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(0.9%) 51	(0.3%) 2		
随意契約		(99.1%) 5,745	(99.7%) 732	(10.1%) 583	(17.1%) 126
合 計		(100%) 5,796	(100%) 734	(100%) 5,796	(100%) 734

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(29.5%)	(9.0%)
一般競争入札等	競争入札			382	19
	企画競争等			(2.6%) 34	(0.5%) 1
随意契約		(97.4%) 1,259	(99.5%) 207	(8.0%) 104	(16.4%) 34
合 計		(100%) 1,293	(100%) 208	(100%) 1,293	(100%) 208

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(25.3%)	(42.7%)
一般競争入札等	競争入札			1,138	225
	企画競争等			(0.4%) 17	(0.2%) 1
随意契約		(99.6%) 4,486	(99.8%) 525	(10.6%) 479	(17.4%) 92
合 計		(100%) 4,503	(100%) 526	(100%) 4,503	(100%) 526

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、平成20年4月より以下のとおり改正することとした。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買入れについて、「500万円を超えないもの」から「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借入れについて、「200万円をこえないもの」から「80万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の売り払いについて、「100万円を超えないもの」から「50万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の貸付について、「200万円を超えないもの」から「30万円を超えないもの」に変更
- ・ その他役務について、「500万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、平成20年4月より以下のとおり改正することとした。

○公表する項目

「独立行政法人等における随意契約の適正化について」の通知を踏まえ、「公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量」、「契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地」、「契約を締結した日」、「契約の相手方の商号又は名称および住所」、「一般競争入札、指名競争入札の別（競争契約のみ）」「随意契約によることとした根拠条文及び理由（随意契約のみ）」、「予定価格」、「契約金額」、「落札率」、「再就職の役員の数（随意契約のみ）」に変更

○公表基準額

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 財産の買入れについて、「500万円を超えないもの」から「160万円を超えないもの」に変更
- ・ 物件の借入れについて、「200万円をこえないもの」から「80万円を超えないもの」に変更
- ・ その他役務について、「500万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、平成20年度から順次一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式、企画競争等の導入拡大

スーパーコンピュータの調達、工事、広報業務など、既に総合評価落札方式が導入されている調達分野に加えて、通常の一般競争入札等を行うことが適さないと考えられる調達事項については総合評価落札方式、企画競争等への移行を検討し、総合評価落札方式等のガイドライン、総合評価落札方式等への移行を支援するための業務マニュアルを作成する。

(2) 複数年度契約の拡大

リース契約など、既に複数年度契約が導入されている調達分野に加えて、毎年度一般競争入札等を実施することが適さないと考えられる分野について、複数年度契約の導入を拡大することとし、当該分野の検討を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、これらに対応するため契約事務体制、契約事務方式の検討を行う。

(4) 随意契約によることが真にやむを得ないものについてのクライテリア

国内唯一の総合原子力研究開発機関としての当機構の特殊性に鑑み、核不拡散、原子力災害の防止、原子力設備機器の品質保証、その他の事由等、随意契約によることが真にやむを得ないものについて、クライテリアを策定し、当該クライテリアに即して、原則として、一般競争入札等に移行する。

(5) ワーキンググループの設置

上記各事項に対応するため、ワーキンググループを設置し適宜検討を進める。

(6) 契約事務体制の整備

一般競争入札等の調達案件の増加により契約事務手続き等の業務量の大幅な増加を伴うこととなることから、平成20年3月までに契約体制の検討・整備を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載